

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.164

No.164 2020.3.9

■ 院内集会「高齢者の働き方『業務委託』 でいいの？高年法改正の問題点を斬 る」開催

2月4日に閣議決定され、高年法改正を含む一括法案の衆議院審議入りを目前に控え、3月4日、日本労働弁護団主催で表記院内集会を実施し、国会議員を含め60名以上が参加しました。

■ 高年法改正案の問題点

栗一郎闘争本部長が高年法改正案の解説及び問題点の指摘をしました。高年法改正案は、高齢者の就業機会の確保及び就業の促進のために、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置として、労使で同意した上での雇用以外の「創業支援等措置」すなわち、a)新たに事業を開始する高年齢者との間で労働契約ではない委託契約その他の契約の締結、b)3つの種類の社会貢献事業について高年齢者との間で労働契約ではない委託契約その他の契約の締結のいずれかの措置を講ずることを努力義務とします。これらは、事業主に対し、労働者であった者を非雇用関係のもと就業させる選択を許すものであるが、労働関係諸法令の保護の範囲から外れる働き方を許すことでいいのか、特に高年齢労働者の労災発生率が高い中であって、問題が大きい等の提起がなされました。また、連合のフリーランスに関する調査によりつつ、いわゆる「雇用によらない」働き方をする者の収入不安、一方的契約条件変更、不当に低い報酬額の決定等の問題点が指摘されました。

■ 「雇用によらない」働き方をする者の厳しい立場

「雇用によらない」働き方をする者ないし事業主より労働者と扱われない者をめぐる事件報告で、これらの者の置かれる厳しい状況が浮き彫りになりました。布団の丸八グループでは、業務委託契約形式で就業させられるようになった元正社員から、厳しいノルマを課され、勤務日・就労時間を指定される等労働者性が明らかなのに、経費を負担させられ、時には収入がマイナスになる実態が生々しく語られました。このほか、定年前に業務委託契約に切り替えられた就労者がその後契約解除をされた事例につき、労働契約法の適用の無い契約解除の争い方の難しさや、65歳定年以降業務委託形式での就労継続を持ちかけられた労働者に関する事例が会員より紹介されました。

■ 65歳以降の就労者の諸権利を担保する議論を

院内集会には、野党議員、同厚労委員が複数名参加し、当事者の話等に熱心に耳を傾け、今後国会で行われる審議において、就労者が必要な保護を受けられるようしっかり議論を行っていく決意表明をしました。

65歳以降も、働く者が安心して働けるよう担保されるような議論が期待されます。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790